

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました！

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。

※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。

● 合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

知る

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



調べる

障がい者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障がい種別などに応じて検索できます。

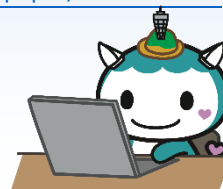
<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



障害者白書(毎年刊行)

政府が講じた各分野の障がい者施策や取組について紹介しています。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitpaper/index-w.html>



問い合わせ 内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 03-5253-2111（代表）

2024年度 企業向け障がい者雇用セミナーを開催します

障がい者雇用を進める企業の雇用のきっかけや課題を解決するための取り組みなどについて、既に障がい者雇用をしている企業の事例発表や、障がい者支援機関のお話を聞き、一緒に考えてみませんか。

日時：2024年12月5日（木）午前10時～11時30分

場所：藤沢市役所本庁舎8階8-1、8-2会議室

定員：20人（先着順）

申し込み：11月29日（金）までに湘南障害者就業・生活支援センターへ
二次元コードよりお申込みください。

問い合わせ：湘南障害者就業・生活支援センター TEL 0466-30-1077



【目次】

- ◇ 障害者差別解消法の改正・障がい者雇用セミナーの開催
- ◇ 労働保険未手続事業一掃強化期間・しわ寄せ防止月間
- ◇ 過労死等防止啓発月間・生活習慣病予防講演会
- ◇ 10・11月は労働相談強化期間

P 1

P 2

P 3

P 4



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」を総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

実施事項

本活動を行うに当たり、以下の事項を実施します。

- 1 労働保険制度の概要及び成立手続等についてのパンフレット・リーフレットを活用して訪問指導等を行い、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対して、職権による成立手続を実施します。
- 2 厚生労働省及び都道府県労働局において、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう全国において集中的な活動を展開します。
- 3 インターネットバナー広告、各種 SNS 広告、新聞広告、動画広告、厚生労働省関係広報誌等の広報媒体を活用し、労働保険の一層の周知・啓発を図ります。
- 4 関係機関や関係団体等を通じて、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。

本活動の趣旨については皆様方の御理解をいただくとともに、労働保険制度の円滑な運営について御協力をいただきますよう、お願いします。

◆問い合わせ先

神奈川労働局 労働保険徴収課 045-650-2803

◆厚生労働省 労働保険特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html



STOP!
しわ寄せ

11月は

「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です！

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

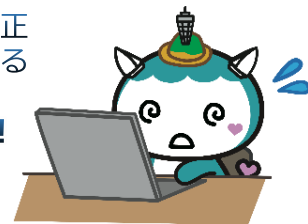
- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！
- 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

【適正な発注と納期】

- 1 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- 2 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- 3 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

【望ましい取引関係】

- 1 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
- 2 発注内容は明確にしましょう！
- 3 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！



詳しくは

しわ寄せ防止特設サイト（厚生労働省）をご覧ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



11月は「過労死等防止啓発月間」です!

過労死等とその防止への理解を深めましょう。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障がいの原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



事業主の皆さん

ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりが必要です。

労働者の皆さん

心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

過労死等防止のための取組

- ・長時間労働の削減
- ・過重労働による健康障がいの防止
- ・働き方の見直し
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・職場のハラスメントの予防・解決
- ・相談体制の整備等

こころの体温計

藤沢市では、こころの健康状態やストレスの状態をスマートフォンやパソコンを利用して調べることができるサービスを実施しています。ご自身のストレスの状況に気づいていただくひとつのツールとしてご利用ください。

<https://fishbowlindex.jp/fujisawa/>



過労死等防止対策

(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



過労死等防止に関する特設サイト

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html



健診結果が気になる方、必見キュン!!

令和6年度生活習慣病予防講演会(糖尿病)
藤沢市在住・在勤・在学の方向け

知っておきたい 糖尿病のキホン

藤沢市では、40代以降糖尿病になる方が増えてきています。糖尿病の初期は、自覚症状があまりなく、気がつかないうちに病状が進行していることもあります。

講演会では糖尿病について、糖尿病専門医がわかりやすくお伝えします。ご自身のため、大切な方のためにも、知ることから始めてみませんか?



講師 さわ内科糖尿病クリニック

院長 沢 丞 先生 (日本糖尿病学会認定糖尿病専門医)

日時 2024年11月13日(水) 午後2時~4時

場所 藤沢市保健所3階大会議室

対象 藤沢市在住・在勤・在学の方

申し込み(会場) 申し込み期間: 2024年11月6日(水)まで

申請方法: 市ホームページ「電子申請・申請書ダウンロード」から
*会場開催のみ電話での受付もできます

(会場・電子申請)



『糖尿病と歯周病健康管理の“歯”車とは』

講演後には、糖尿病とも関連が深い歯周病について健康づくり課の歯科医師がお話します。

申し込み(アーカイブ配信) 申し込み期間: 2024年11月15日(金)まで

配信期間: 2024年11月20日(水)~12月8日(日)

問い合わせ 藤沢市健康づくり課 TEL 0466-50-8430 FAX 0466-50-0668

(アーカイブ申請)



10・11月は**労働相談強化期間**です！

円安や物価の高騰に伴い、特に中小企業における労使を取り巻く環境は、厳しさを増しているため、県では、過重労働解消・非正規雇用労働者対策・若年労働者支援強化のために、10・11月を「労働相談強化期間」としています。

職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会、身近な駅などで開催する街頭労働相談を実施しますので、詳細はかながわ労働センターホームページをご確認ください。

職場のトラブルでお困りではありませんか？

そんなときは、かながわ労働センター相談窓口へ

TEL : 045-662-6110

月曜日から金曜日 : 午前9時～正午、午後1時～午後5時
(火曜日は午後7時30分まで)

日曜日 : 午前9時～正午、午後1時～午後5時

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/kyoka.html>



辻堂駅と湘南台駅で街頭労働相談会を実施します！

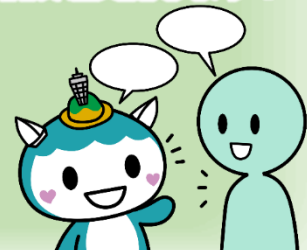
神奈川県社会保険労務士会藤沢支部とかながわ労働センター湘南支所と連携し、職場のトラブルや社会保険・年金など様々な労働問題を解決するため、気軽に相談を行えるように立ち寄りやすい辻堂駅北口自由通路と湘南台駅地下アートスクエアで労働相談を実施します！

■ 辻堂駅北口自由通路

日時 : 10月31日(木) 正午～午後7時

■ 湘南台駅地下アートスクエア

日時 : 11月19日(火) 正午～午後7時



社会保険労務士による無料の労働相談をご利用ください！

藤沢市では、社会保険労務士による労働相談を無料・秘密厳守で実施しています。賃金・労働時間等の労働条件や社会保険・年金に関すること、職場のハラスメント問題などについてご相談を予約制でお受けしています。働く人も事業主の方もぜひご利用ください。

※毎月第2土曜日は女性の社会保険労務士が相談に応じます。 ※予約申込が必要です。
(急な事情により女性の社会保険労務士が対応できない場合があります)

1. 藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設 (Fプレイス) 雇用労働相談室

日時 : 毎週土曜日(祝日・年末年始・休館日を除く)
午後1時～午後4時(1人45分以内)

2. 藤沢市役所本庁舎4階 市民相談情報課 市民相談室

日時 : 毎週火曜日(祝日・年末年始を除く)
午後1時～午後4時(1人45分以内)

予約方法 : 市HPからのWEB予約、
藤沢市公式LINEもしくは産業労働課に電話

問い合わせ : 藤沢市産業労働課 直通 : 0466-50-8222

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/rodo.html>

